

氏名(国籍)	マカンジ・ディクソン・ルバンガ (ケニア)
学位の種類	博士(農学)
学位記番号	博乙第2164号
学位授与年月日	平成17年12月31日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
審査研究科	生命環境科学研究科
学位論文題目	<b>Logging Ban, Conservation Policy, and Industrial Growth in Kenya</b> (ケニアにおける森林伐採禁止政策、保全政策、および経済発展)

主査	筑波大学教授	農学博士	餅田治之
副査	筑波大学教授	農学博士	成田雅美
副査	筑波大学教授	農学博士	佐藤政良
副査	筑波大学助教授	農学博士	増田美砂

## 論文の内容の要旨

### 1. 背景および目的

1999年および2000年、ケニアでは大統領令として森林伐採禁止政策が出された。それは天然林ばかりでなく、伐採を目的として造林した人工林をも禁伐にする政策であったため、社会的に大きな影響を与えることになった。本研究はその大統領令として出されたケニアにおける森林伐採禁止政策を取り上げ、その政策が環境保護政策として妥当な政策であったか、木材を消費する産業である製材業に対していかなる影響と変化を与えたか、最終的にはこの政策はケニアの経済発展にとっていかなる意味を持っているか等の諸点を明らかにすることを目的としている。

### 2. 研究方法

この目的に沿って、調査対象地として森林が相対的に多く分布しているケニア中央部西部の3地区を選定し、その地区の製材工場、林務部のフォレストラー、研究者、農家等に対して調査票に基づく面接調査(合計118)を行うとともに、政府発行の各種資料を組み合わせ、分析資料とした。

### 3. 分析結果

(1) ケニアの森林政策は、1957年に最初の公式な政策が出されて以来、何度か改正が繰り返されてきたが、当初から定められている10の原則については手をつけられることなく、そのまま維持されてきた。しかしながら、大統領令として出された森林伐採禁止政策はこの10の原則に沿っておらず、ケニアの公式森林政策の範疇には入らない政策である。こうした形で出された政策は森林・林業に関する諸部門に対してネガティブな影響を与える。

(2) 森林伐採禁止政策は、森林経営に対して修復するのに長期間かかるような悪影響を与えるであろう。また、木材を利用する産業である製材業にとっては、当然ながら原料となる木材が量的にも質的にも不足するため、回復不能な影響を受けることになり、事実多数の工場が閉鎖に追い込まれることになった。この政策

の実施は木材価格の上昇をもたらし、その結果、造林未済地の減少、農民による造林の進展、木材利用における無駄の減少といったプラス効果もなくなかったが、それらはこの政策の本質ではなかった。

(3) 森林伐採禁止政策の結果、木材の輸入量は1999年の約7,000m<sup>3</sup>から2002年の390万m<sup>3</sup>と急増し、製材用丸太価格は平均で約3.8倍に、製材品価格は平均で約4.3倍に上昇した。そのため市場の各種機能はこの急速かつ大幅な変化に耐えることができなくなり、たとえば一部の製材工場などは、製材部門に投資はしていてもそれを放棄して撤退せざるを得ない状況に立ち至っているのである。

(4) 世界のいくつかの国で森林伐採を禁止する政策が採られているが、一般にその施策は森林の保護ないし保全を目的としている。しかしケニアで採られた森林伐採禁止政策は、ケニアの森林政策とは矛盾しており、森林の保全政策としてはほとんど重要な意味を持たない。

(5) 製材産業は森林伐採禁止政策によって多大な影響を受けており、製材産業はこの政策によって良くて経済的な発展は遅延させられるであろうし、悪くすれば製材工場の発展は阻害される。同様に、この政策は森林資源を利用する全ての産業の発展に対しても阻害要因になるであろう。

## 審 査 の 結 果 の 要 旨

まず研究目的について、本論文が研究対象としているケニアのロギング・バン政策については、政策が出されてからまだあまり時間が経過していないということもあって、これまであまり研究の対象とされてこなかった。著者であるマカンジ氏がほぼ初めてこの問題について体系的に取り上げた。その点にこの論文の新規性を見ることができる。

本研究は現地調査に基づく実証的な研究で、その調査手法および収集したデータの分析手法については必ずしも新鮮さはないが、必要な事項について着実に情報を収集し、分析結果を導くのに妥当な調査を行っていると判断された。また一般に、発展途上国では統計情報の不備や研究情報の不足など、社会科学的研究を行う場合不利な点が少なくないが、本研究はその点を現地調査によってカバーしている。

さらに、結論の導き方については、ケニアのロギング・バン政策は、法的な裏付けや森林政策への位置づけがなされないまま大統領によって出された声明であり、森林保護政策としての意味を持たないと結論づけた点、木材生産が阻害されることによる影響は甚大で、そのことが森林資源を利用する産業の経済発展を阻害すると結論づけた点など、論旨は明快で、その論証の過程は妥当であると判断された。また、本研究の成果は、ケニアの森林政策見直しにとって、その必要性の根拠を与えるものになり得る。

よって、著者は博士（農学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。